役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人九州経済調査協会(以下「本協会」という)定款第35 条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本協会が役員に対し、役員としての職務執行の 対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会の議 決を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

- 第4条 役員報酬は、年俸とし、年俸額を12分割した額を毎月支払う。
 - 2 年俸額は、国公立大学の学長や理事及び他の類似団体の常勤役員等の事項を 勘案し、役員の職位ごとに決定する。

理事長 年俸 15,000,000 円までの範囲内 常務理事 年俸 12,000,000 円までの範囲内

(通勤手当)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

- 第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。
 - 2 所得税、社会保険料等及び控除することについて、本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。
 - 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、ある いは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行なうものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人九州経済調査協会の設立の登記の日から施行する。